

宮古市小規模修繕契約希望者登録要領

平成 18 年 1 月 12 日市長決裁

平成 21 年 12 月 22 日改正

平成 22 年 12 月 13 日改正

(目的)

第 1 条 この要領は、市が発注する小規模な修繕契約について、市の競争入札参加資格を有さない小規模事業者を登録し、これら登録された小規模事業者の積極的な活用を図ることにより、当該事業者の受注機会を拡大するとともに、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(小規模修繕契約)

第 2 条 小規模な修繕契約（以下「小規模修繕契約」という。）とは、修繕契約のうち次の各号いずれにも該当するものをいう。

- (1) 内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると契約担当(宮古市財務規則(平成 17 年規則第 66 号)第 2 条第 10 号に定める契約担当者をいう。以下同じ。)が認めるもの
- (2) 設計金額が 50 万円未満で、随意契約の方法によるもの

(登録事業者)

第 3 条 小規模修繕契約の事業者として登録できる者は、宮古市内に主たる事業所を置く事業者であって、次条各号のいずれかに該当するもの以外の者（以下「小規模修繕事業者」という。）とする。

(登録条件)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、小規模修繕事業者の登録をすることができない。

- (1) 市営建設工事請負資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）又は物品購入等指名競争入札参加資格者名簿（以下「物品等資格者名簿」という。）に登録されている者
- (2) 民法(明治 29 年法律第 89 号)に規定する成年被後見人若しくは被保佐人又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に規定する破産者で復権を得ていない者
- (3) 登録を希望する業種の小規模修繕契約を履行するために必要な資格、許認可を有しない者
- (4) 納付すべき市税を完納していない者
- (5) 暴力団等地方公共団体の契約発注の相手方として不適当と認められる者

(登録の申請)

第 5 条 登録しようとする事業者は、小規模修繕契約希望者登録申請書(様式第 1 号)に次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 法人事業者の登録

- ア 商業登記簿謄本の写し
- イ 法人市民税等の納税証明書
- ウ 代表者の印鑑証明書

(2) 個人事業者の登録

- ア 身分証明書
- イ 市民税等の納税証明書(市税が賦課されていない者にあつては、申告書の写し)

2 前項各号に掲げるもののほか、市長は必要に応じて、登録しようとする事業者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 第 4 条第 3 号の資格者証、許可書等の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録名簿への登録等)

第 6 条 市長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、第 4 条各号に規定する登録事業者としての登録ができない者に該当する場合は、当該申請書を提出した者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、第 3 条に規定する小規模登録事業者に該当すると認めるときは、小規模修繕契約希望者登録名簿(様式第 2 号。以下「登録名簿」という。)に登載するものとする。

(登録名簿の有効期間)

第 7 条 登録名簿の有効期間は、3 会計年度とする。ただし、3 会計年度経過後翌 3 会計年度に係る登録名簿が作成されるまでの間は、前 3 会計年度の登録名簿をもつてこれに代えるものとする。

2 登録名簿の有効期間途中において当該登録名簿に追加して登載された者の有効期間は当該登録名簿の有効期間とする。

(申請期間)

第 8 条 登録名簿へ登載するための申請期間は、2 月 15 日(その日が日曜日又は土曜日にあたる

ときは、その直前の金曜日とする。)から3月15日(その日が日曜日又は土曜日にあたるときは、その直前の金曜日とする。)までとする。

(登録の抹消)

第9条 市長は、登録名簿に登載された登録事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者を登録名簿から抹消するものとする。この場合において、市長は、当該登録名簿から抹消される事業者(第2号に該当する場合を除く。)に対し、その旨を通知するものとする。

- (1) 第4条各号に該当することとなったとき。
- (2) 登録事業者から登録辞退の届け出があったとき。
- (3) 市長が必要と認めるとき。

(登録事項の変更の届出)

第10条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を小規模修繕契約希望者登録変更届(様式第3号)又は小規模修繕契約希望者登録辞退届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は所在地及び電話番号等を変更したとき。
- (2) 氏名又は法人名称及び代表者を変更したとき。
- (3) 使用印鑑を変更したとき。
- (4) 廃業等により営業できないとき。
- (5) 登録を辞退したいとき。

(登録事業者の取扱い)

第11条 市長は、登録事業者を宮古市小規模修繕契約希望者登録名簿に登載し、宮古市のホームページにおいてこれを公開するものとする。

2 市長は、第2条第2号に規程する金額の修繕に係る業者選定に際しては、宮古市小規模修繕契約希望者登録名簿の登録者を優先するものとする。

ただし、緊急性を要する場合等止むを得ない理由があるときはこの限りではない。

附 則

1 この要領は、平成18年1月12日から施行する。

2 平成21年12月31日までに、下閉伊郡川井村を廃し、その区域を宮古市に編入する前の当該区域に主たる事業所を置く事業者は、この要領の施行の日から平成22年3月31日までの間は、小規模修繕事業者とみなす。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月20日から施行する。